

資料4 公私連携型認定こども園について

(令和6年2月9日公私連携保育法人審査会資料)

公設民営園・公私連携保育所型認定こども園・私立園の比較、利点

	公設民営園	公私連携園	私立園
設置主体	南魚沼市	事業者	事業者
市の関与	関与あり 指定管理委託 市の方針により保育を実施	一定程度関与あり 協定締結 保育内容に市が一定程度関与できる(※1)	関与なし 民間事業者による柔軟な運営
運営費	委託料 全額市費(交付税措置あり)	施設型給付費 負担金割合(国1/2 県1/4 市1/4)	施設型給付費 負担金割合(国1/2 県1/4 市1/4)
土地	土地:市有	土地:無償又は廉価での貸付け・譲渡も可能	土地:法人所有。市有地の場合は契約等で安定的に使用できる場合は可
園舎	園舎:市有	園舎:無償又は廉価での貸付け・譲渡も可能	園舎:法人所有。市有の場合は契約等で安定的に使用できる場合は可
施設整備	市が実施	所有者である市が実施 ただし建物を市が譲渡した場合は法人が実施 国補助金あり(国1/2 市1/4 法人1/4)	法人が実施 国補助金あり(国1/2 市1/4 法人1/4)

※1 市と法人が協定により連携し、提供する保育などの運営に関与する。

※2 指定管理との違い

法人側のメリット

- ・園運営での自由度が増す。特色ある教育・保育サービスが実施できる
- ・時間外保育・預かり保育時間等の時間を園で決められるようになる
- ・給食費、時間外保育料、預かり保育料等の料金を園で決められるようになる

市のメリット

- ・市の負担軽減(運営費や施設整備費に国や県から負担金を使用できる。)